吉弘楽

一、楽員の構成・服装

吉弘楽は、東国東郡武蔵町大字吉広字美婦の楽庭八幡宮において、毎年旧暦六月十三日のガクマツリの際に、虫送りの祈願のために行なわれる一種の風流である。その楽員の構成は

1、ホンガシラ（本頭）音頭一名、鉦二名、笛三名、念仏申し二名、ハシガク（端楽）十五名、計二十三名

2、ナカド（註1）音頭一名、鉦二名、計三名

（註　1）元禄十三年の「楽記録覚」（写）には、ナカドに「中頭」という字を当ててある。中頭ならば、本頭をホンガシラとよむようにナカガシラと読むべきであろうが、このナカドは、ホンガシラとスエとが正反対の動作をするのを中に立って調整する役であるから、もし字を当てるならば仲人というのが妥当であろう。

3、ス　エ　音頭一名、鉦二名、笛三名、念仏申し二名、ハシガク十五名、計二十三名

の三名に分れ、計四十九名の楽員から成っている。後に述べるように、元禄十三年（一七〇〇）吉弘楽が復興された時、杵築藩主の松平侯から太鼓三十三柄を下賜されたが（吉広区清原京一氏所蔵「楽記録覚」）、現在も太鼓を携帯するのは、音頭三名と端楽三十名、計三十三名であるから、楽員数は復興当時と変りないようである。「祭主」となるのは吉広区の区長で、このほか神主・氏子総代も関係する。楽員は今では、氏子である吉広区の青年団中から主として選ばれるので、役割も団の方で決めているが、維新のころまでは、六月一日に吉広の全村民（氏子）が神社に参集して開かれる「楽寄り」の席上で、役割を決定していたということである。ただし、各組の音頭は世襲であった。最も重要な役とされるホンガシラ（本頭）の音頭には吉広村のベサシ（弁指あるいは弁差と書く。庄屋の補佐役）をつとめた松ヶ迫の清原家（当主京一氏）が世襲で、これに任じた。元禄の復興当時には、庄屋徳左衛門（高原氏）が自ら楽を伝習し、そして本頭の役をつと

めたこともあったが、今は中老(註2)の古参の中から選ばれる。ナカド・スエ組の音頭も、村の旧家の世襲であった。

（註　2）ワケエモンが妻帯すれば組を退き、中老とよばれた。

念仏申しは中途で「念仏」の詞を唱える役であるが、これも中老以上の人が選ばれる。鉦・笛のハヤシカタや端楽は、青年団員中からその心得のあるものを選定する。むかしもワケエモン組から出たようである。ただし端楽の先頭に立つハナガクだけは、古参のものでなければつとまらない。どの役もイミ（忌）の場合には遠慮して交代者を出す。また養子には一生のあいだ打たせなかったということである。

こうした役割を六月一日の楽寄りで正式に決定して、即日練習を開始したが、楽打ちの総世話人―今の祭主に当たるものをガクゼワとよび、これには代々庄屋が任じた。庄屋迫にあった庄屋（当主高原亘氏）の役宅には、楽の諸道具を納めるガクグラがあったそうである。なお、東国東郡国東町富来(とみく)の八坂神社（牛頭天王宮）でも、むかしは七月十八日に楽が行なわれたが同村の旧庄屋吉田家所蔵の明細帳らしきものに、楽の「惣宰領弐人」が見え、これは「袴・脇差・竹笠着用、七ヶ村下役人之内より順番ニ而相勤」めたという。当地のガクゼワも公式には惣宰領とよばれ、同様の服装をしていたのかもしれない。

さて、次に服装であるが、音頭と端楽は全員、元禄袖の紺の着物を着て襷(たすき)をかけ、鉢巻をしめた上に烏帽子か兜（音頭）、あるいは陣笠（端楽）を冠り、ヘラの皮で編んだ腰蓑、紺地に白の左三ツ巴（旧領主吉弘家の定紋）と水玉模様とを染め抜いた手甲・脚絆・白足袋・ゴンゾワラジ（跡懸け草鞋）等を着け、そして、これも紺地に白の左三ツ巴を染め抜いた腕当を腕に当て、その前に肩から太鼓を掛けおろし、手にはバチ、背には、先端に「大御幣(おおごへい)」をつけた指物をさしている。このうち鉢巻・襷・指物は、ホンガシラ組は青、ナカド組は白、スエ組は赤というように、色を染め分けて組のめじるしとし、音頭のかぶりものも、ホンガシラは立烏帽子、ナカドは左三ツ巴を前面中央に配した鍬形の兜、スエは日章を前面に配した角形の兜というように区別している。また、俗にドロとよばれる太鼓三十三柄はすべて鼓形のシメダイコであるが、各組の音頭のものだけは、とくに、側面（皮の部分）に朱色の左三ツ巴紋を描いてある。

鉦打ちは袴・袴を着用して烏兜を冠り、音頭やハシガクと同様な脚絆をつけ、白足袋・カミソゾウリ（紙緒のゾウリ）をはく。そして左手には鉦を持って上方に支え、右手には撞木を持つ。烏兜の色は組によって異なる。笛吹は左折烏帽子・袴・袴・白足袋・カミソゾウリを着ける。笛は黒色の漆塗り、籐を巻いた明笛よりの横笛である。念仏申しは袴・袴・白足袋・カミソゾウリを着け、扇子を手にする。

ちなみに富来牛頭天王宮の楽の江戸時代における楽員構成・服装を、旧庄屋占田家の明細帳らしいものによってみると、次のとおりであった。

楽役付

一　大鼓四柄　鉦壱挺　藁　蓑
一　幟　一流　文殊仙寺
一　大鼓六柄　大恩寺
一　大鼓拾柄　鉦壱挺　幟一流　富来村
一　大鼓六柄　笛二管　寺　山
一　大鼓七柄　鉦壱挺　浜　崎
一　大鼓六柄　柳　迫
一　大鼓六柄　浦　手
一　大鼓五柄　御料堅来村
一　大鼓五柄　御料深江村
〆　大鼓　五拾五柄
笛　弐　管

鉦　参　挺

幟　二　流

内笛　二管　寺山

但、麻上下・竹笠・足袋・紙草履

壱番鉦　富来村堀池組

弐番鉦　藁　蓑

但　先年三番鉦之由

参番鉦　浜　崎

但　先年鎌田より罷出相勤候時分ハ弐番鉦ニ而藁蓑三番鉦之処、中興浜崎ニ譲リ同所より打方藁蓑江相習候ニ付三番ニ下リ候、鎌田之方江帰リ候得ハ弐番ニ相成候由

右鉦打之分、麻上下・竹笠・足袋・紙草履

壱番音頭　富来村鎌田

弐番音頭　同村　池田

参番音頭　藁　蓑

四番音頭　大　恩　寺

五番音頭　同　村

但差物大麻・大皷・塗笠・腰蓑・膸当・跡懸草履

端　楽　五十人

但、五色切しなへ幟付・大皷・竹笠・腰蓑・膸当・跡懸草履

惣宰領　　弐人

但、袴・脇差・竹笠着用、七ヶ村下役人之内より順番ニ而相勤候

これによると、一番ないし五番の五組に分れ、音頭五名と端楽五十名、笛吹二名、鉦打三名、幟持二名、総員六十二名という大集団であって、これら役付は各村各部落に割当てていたようである。楽員の構成は、このように土地によってまちまちであったと思われる。しかし服装は笠以外は現今の吉弘楽とだいたい同じであった。

二、奏楽の次第

午前十時ごろ全員服装を整えて、楽庭八幡宮の拝殿前に整列し、神職の型どおりの神事があったのち、まず厳粛に「神納」の奏楽を行なう。これは、これより楽を奉納しますという意味の奏楽で、笛吹は「ヒュー（吹流し）、ヒュー（吹切り）、オーヤーヒー」という調子で、「神納の曲」を奏し、鉦打は「ツークーテーン」というショウガを口のうちに唱えながら鉦を打つこの間に各組の音頭は、やはりツークーテーンのショウガを唱えながら太鼓を打つ。　こうした「神納」が終ると、神酒が一同にまわされ、ついで組ごとに音頭・鉦打・端楽の順序に列をつくって、左図のように、楽庭の定位置につき、いよいよ本格的な楽打ちに移る。

吉弘楽のツグリ（順序・次第・演目）は次のとおりである。

1、神　　納

2、ガタガタ

道行（みちゆき）の楽である。ガタガタというのは、各音頭・端楽とも、この時、「テーンガ　ターガ　ターヤー　ガーターガ　ターヤー　ツクーテーン」とショウガを口のうちで唱えるところから、そうした名称が生まれたのであろう。テーンやガタガタが太鼓や鉦の音をあらわしていることは、いうまでもない。

3、ツクテンツク

これも道行楽の一部である。

4、道楽庭入（みちがくにわいり）

ここで初めて庭入、つまり楽庭に入場するわけである。富来の牛頭宮では、まず、同宮の浜殿に参集して「笠揃」の楽を三庭（にわ）打ち、それから「道楽」で牛頭宮に向った。牛頭宮神前に着くと、大宮司・小宮司・文殊仙寺住職をはじめ、富

楽庭八幡と吉弘楽

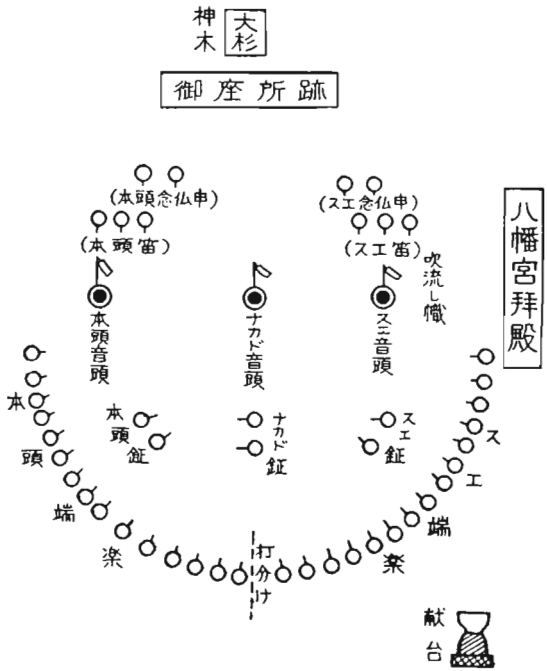

奏楽の配置

来谷七ヶ村の庄屋、御料（天領）に属した堅来・深江の庄屋、各村の下役人残らず出席したところで、「祝主」の「祝詞神奏」が行なわれ、そして「神酒開」に移るという順序であった（富来旧庄屋吉田家文書）。したがって吉弘楽も同様に、むかしはどこかお旅所のような所にまず参集し、それから道楽で楽庭八幡宮に向ったのではないか。また「神納」の儀も庭入のあとで行なわれたのではないかと考えるが、古老もその点は記憶していない。なお、牛頭宮の楽の際に六郷満山のひとつである文殊仙寺の住職が参列し、また同寺から幟持を出していたことは、国東半島の楽と六郷満山との関係を示唆するものとして注目したい。

それはさておき、道楽庭入では、音頭・端楽はおのおの身体をくるりと一回転させて、指物を倒し、ついでスエ組の鉦の後に従って楽庭を一周する。

5、四方固

楽庭の東西南北を浄めるために行なわれる。

6、テンゴーゲー

天神に対して奉納する「捧げ撥」である。

7、念　仏

「念仏申し」が中央に進み出て二名ずつ向かいあい、次のような念仏の詞を、わずかに節をつけて大声に唱える。

オー　アーミードー
アンナー　アーミードー
アンナー　アッパー　アーミードー
アンナー　アッパー　アーミードー
アンナーァ　ムーアーミードー　オーイ

アンナー　アッパー　アーミードー
アンナー　アッパー　アーミードー
ちなみに富来の牛頭宮では「ナムアミダ」と「ナムハカミドフ」という簡単な詞をそれぞれ十二回唱えていた（吉田家文書）

8、テンゴーゲー
ほぼ第六に同じ。

9、シドロ
吉弘楽の真髄ともいうべきもので、歩武堂々と、かなり長時間にわたって舞う。

10、チーゴーゲー
テンゴーゲーに対するもので、地祇に奉納する。

11、テンダラマンダラ
この名称は「トーヲテン　ダラマン　ダラ　ゴーショウデー」とショーガを唱えるとこから出たものらしい。

12、チーゴーゲー
十に同じ。

13、ツクマン
ショーガは「ツクマン　ダラマン　ダラ　ゴーショーデー」。

14、トーテーン
ショーガは「トーヲーヲー　テーン」。

この十四ツグリの間、音頭・端楽は口のうちでショーガを　唱えながら、笛・鉦に合わせて、あるいは向い合い、あるいは

従横に飛び舞い、飛び違っては太鼓を打つ。笛吹はあまり動かないが、鉦打はしばしば体形を変え、飛び舞う。ショーガは音頭・端楽・鉦打ともほとんど同一であるが、その動きはそれぞれ異なり、また同じ役でも組が異なれば動作が違っていて、千変万化、まことに複雑巧妙である。とにかく「念仏」や「テンダラマンダラ」・「ツクマン」等にみられるように、風流に念仏踊の要素をとり入れているのが、国東半島の楽の一特色ではなかろうか。

ツグリの第一「神納」から第十四「トーテーン」まで十四ツグリ全部打つことを一庭といい、第七の「念仏」以下第十四までの七ツグリを打つのを、半庭という。一庭の所要時間はおよそ一時間十五分である。現今では午前十時ごろから打ち始めて午前中に一庭、午後に二庭半、計三庭半を奉納しているにすぎないが、大正初年までは四庭半であって、まず、大友時代の領主吉弘家歴代の霊に対して一庭半を奉納し、つづく二庭を吉広村氏子より楽庭八幡宮と天神地祇に奉納、そして最後の一庭は「五ヵ村総願」といって、吉広・手野・麻田・丸小野・狭間の五ヵ村六百戸より五穀成就祈願のために奉納していたということである。

なお、富来の牛頭宮では、江戸時代、同社で奉納していた楽の庭数は二十六庭にも達していた。その内訳は、まず浜殿で「笠揃」として三庭、つづいて庭入後、神前で、日神・月神に対して各二庭ずつ、牛頭宮へは七庭を奉納し、ついで、同境内の山神宮、文殊仙寺の糸竹観音・文殊菩薩、藁葬の山神宮・同天満宮、大恩寺（部落）の王子権現、寺山の山神宮・同六所権現、浜崎の貴船宮、柳迫の年大明神、堅来（天領）の年神宮、深江（天領）の牛頭天王等に対して各一庭ずつを奉納した。以上二十六庭を牛頭宮境内で打ったのち、さらに、寺山・浦手・柳迫へ出張して、寺山の吉祥寺観音に対して三庭、浦手の権現へ二庭、同戎宮へ一庭、同竜神へ二庭、最後に柳迫の万弘寺で七庭を打ったが、万弘寺への奉納は、富来の大友時代の領主富来氏への「弔楽」であったと伝えられる（吉田家文書）。出張の楽打ちが計十五庭、総計四十一庭を打っていたわけであるが、これが正五ツ時分から始めて、「年々八ツ時分相済候」ということである（吉田家文書）。牛頭宮の一庭というのは、あるいはごく簡単なものであったかもしれないが、それにしても庭数はずいぶん多かった。また付近の神仏に対して、ほとんど漏れ

なく楽を献納し、さらに場所を変えて打っていた。そして六郷満山のひとつである文殊仙寺の住職も参会していたのであるが、こうしたことが吉広村でも江戸時代には行なわれていたのかもしれない。

楽打が終ると、楽庭に莚を敷いてオミキビラキを行なう。莚は新しいムツカラ（麦稗）を編んだもので、区内の小組合に割当てることになっている。オミキその他の費用は区費から出る。また、楽員の指物の先端につけてある大御幣を一枚ずつ吉広の全氏子二百数十戸に配る。氏子はこれを田ごとに立てて、虫除けの護符とするしきたりである。

ところで、現在の吉弘楽には斎忌の風があまり伴っていない。これはどうしたことであろうか。ところが姫島の楽には、かなりきびしい斎忌が伴っていた。姫島でもおよそ四十年前までは、旧七月七日七夕の日に、氏神大帯八幡宮の楽庭で楽を打っていたが、その楽員は、まず真裸で海に入って、シオカキをした。そして半袖の白ムクを着てお宮に行き、神官のお祓を受けたのちに初めて楽の衣装に着かえた。白無垢は、男の縫ったものか、六十歳以上の老女が縫ったものに限られていた。シオカキをした以上は、楽が終るまでショウヨウ（小用）をたすことも禁じられる。楽庭の四隅には長さ一米ほどの御幣を持つ者（役名は忘れられている）が立ち、また、四本の御幣を結んで楽庭の四周に、ヒトタケ（人丈）くらいの長さの笹に紅白の御幣をつけたものを持つ人が四十～五十人立ち並んで人垣を作り、シオカキをした人でなければこの垣の中に入れない。楽員らも休憩時間でも外に出ることができない。それどころか、休憩時間には、塩をのせた三宝を奉持する人が人垣のあたりに塩を撒くことになっていた（この役を出す家もきまっていたらしい）。また、楽員用の飲み水を汲む人が一人いて（山下家）、その手桶の水は、楽員と楽庭の四周に立つ人々のほかは飲むことを許されなかった。「念仏」が行われていたかどうか、よくわからない（姫島村北浦、小岩常太氏―八十三歳談）。

姫島のようなきびしい斎忌が吉弘楽にほとんど見られないのは、それが早く芸能化してしまったためであろうか。

註　姫島の大帯神社の楽員は主として里方（サトカタ）から出た。里方というのは金・稲積・大海などの山地方面を山方と（註）いうのに対する呼称で、西浦・北浦・南浦・松原の四区を指す。これらの各区に楽員の株を有する家が数軒ずつあった。

三、吉弘楽の由来

吉弘楽は当地の大友時代の城主吉弘正賢が創始したと伝えられている。正賢は大友氏の分家たる田原氏の第三代直貞の次男で、南北朝のころ当地に封を受けて吉弘氏の始祖となった人である。この正賢が一夜霊夢によって舞楽を案出し、これを八幡宮（大分柞原八幡宮より勧請）の神前で奉納した。爾来その出陣に際しては常にこの楽を奏して戦勝を祈願し、あわせて天下泰平・国土安穏・五穀豊熟・虫害防除を祈った、というのである。

ところで、吉弘楽に類似の楽は全国各地に普及しており、当国東半島でも、各地に楽庭という地名が残っているほどであるから、かつては盛んに打たれていたようである。

先に述べたように富来の牛頭宮でも江戸時代には楽を盛大に執行していたのであるが、同村の明細帳らしきもの（吉田家文書）には、同地の濫觴について次のように記している。

楽濫觴之儀ハ当社ニて申伝候ハ、鎌田（牛頭宮神職家）先祖千世太夫より始り候趣に申候。又、文殊仙寺ニて申候ハ、仁聞菩薩、文殊（文殊仙寺）之奥糸竹観音開基之頃相始り、凡千百余年と申候。千世太夫時代、天徳よりハ八百年余ニ相成り候

両説共に分明ならず相聞候。

ここでは牛頭宮ばかりでなく、文殊仙寺に伝わる楽の起源についても述べているが、このように、楽の起源については各地でその地の有名な人物に結びつけた伝えが発生したのであって、吉弘楽の場合もこれと全く軌を一にしているのではなかろうか。同帳もこの両説の相違に首をかしげている。

さて、吉弘正賢が創案したかどうかということはさておき、恐らく同氏の厚い保護を得たのであろう吉弘楽も、一時中絶してしまった。当地の清原昭彦氏の所蔵する元禄十三年（一七〇〇）の「楽記録覚」（写）に、「凡百歳斗茂中絶仕候」とあるから江戸初期慶長前後から絶えていたことになる。ところで、吉弘氏は第八代氏直の時に、当地より都甲荘屋山（豊後高田市）に城を移したが、第十一代統幸の時、慶長五年（一六〇〇）、石垣原（別府市石垣）の戦に主家大友氏と運命をともにして滅

亡したのであるが（筑後柳川、吉弘文書）、吉弘楽の廃絶はだいたいそれと時期を同じくしているようであるから、恐らく吉弘氏の滅亡にともなって楽も絶えたのであろう。

くだって元禄の初年、吉広村にひどい「虫喰絶」が数年間続いた。他村とは比較にならぬほどの惨害であった。時に、こゝを不審に思った杵築藩の郡奉行宮内新四郎より、「世間吉弘楽として専有之候、当村ニ者如何中絶致候哉」との下問があった。そこで村方より凡そ百年ばかりも中絶している旨を答えたところ、「五穀成就為虫祈禱取立候者、且ハ為御上可然」という吉弘楽取立の内意があり、これはやがて時の藩主松平日向守重栄の上聞に達し、「弥興行可有」との下命があった。仰せを蒙った吉広村では、庄屋徳左衛門（高原氏）をはじめ山ノ口・弁指ら村役人相談の上、吉弘氏ゆかりの地、都甲の松行（まつゆき）（豊後高田市）に命脈を保っていた吉弘楽を伝習することにした。そして同地より楽に熟練精通する藤兵衛・藤右衛門・次郎左衛門・勘左衛門ら四名を招いて、庄屋自ら先頭に立って伝習したのである。時に元禄十三年、吉弘楽は百年ぶりに復興したというわけである。さっそく八幡宮神前で奉納したが、この時の主な楽員は次のとおりであった。

本頭　徳左衛門、笛　又七、鉦　新太郎
末頭　源四郎、笛　専太郎、鉦　善六
中頭　助五郎、笛　忠助、鉦　三之助

このうち本頭の徳左衛門が庄屋であったことは前に述べた。こうして吉弘楽を再興してからは虫害もなく、霊験まことにあらかたであったので、藩侯もこれを大いに善び、奏楽用の太鼓三十三柄と神酒三升を下賜したという（「楽記録覚」）。この太鼓のうち六柄は今も当社に保存されており、胴の内側に、元禄十三年に城主松平日向守様より拝領した旨と、小原（国東町）の後藤弥助（小原手永の大庄屋）、吉広村庄屋徳左衛門の名を墨書してあるそうである。なお、当社所蔵の鉦には、

安永六丁酉六月吉日　豊後国武蔵郷吉弘楽鐘六丁之内
京大仏住西村上総大掾宗春作

という銘のあるものが一挺ある。藩主より下賜された神酒をおいたという献台も、拝殿に向って右側の川岸に残っているが、これにめぐらす玉垣にも「享和三亥年」の銘がある。また、藩主あるいは代参者が吉弘楽を拝観した時の「御座所」跡は、御神木大杉の北側にあったと伝えられ、江戸時代の盛儀をしのばせる。

（以上、和歌森太郎編「くにさき」所収、半田康夫大分大学教授の〝吉弘楽〟を転載した）